

平成29年度飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例に係る 指定医療機関研修の開催について

三重県では、飲酒運転の根絶のために、平成25年7月1日に「三重県飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例」が施行され、飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けることが義務付けられています。

本研修は、同条例第9条第5項の規定に基づく、飲酒運転違反者が受診する指定医療機関として指定するための医師研修であり、指定医療機関及び医師を増やすことにより、飲酒運転違反者の受診を容易にし、アルコール依存症の早期発見や適正な治療へつなげる体制整備をめざすものです。

本研修の趣旨をご理解いただき、多数ご出席くださるようご案内いたします。

記

開催日時 平成29年12月17日(日) 午後1時～

開催場所 津市桜橋2丁目191番4 「三重県医師会館」
(三重県医師会館東側商業施設の駐車場には、絶対駐車しないでください。)

対象者 医師・飲酒運転〇(ゼロ)指定医療機関職員・医療従事者 等

研修内容

- (1) 「アルコール健康障害からの回復の方法
ースクリーニング→簡易介入→専門治療と自助グループへの紹介ー」

国立病院機構 榊原病院 第二精神科医長

中井美紀氏

- (2) 「飲酒運転検挙者が受診した時、伝えるべき情報」

かすみがうらクリニック 副院長

猪野亜朗氏

その他

[1] 日本医師会生涯教育講座2単位、カリキュラムコード(CC):15,68が取得できます。

[2] 指定医療機関としての指定

本研修の受講により飲酒運転違反者のアルコール依存症に関するスクリーニングや診断を行うことができる指定医療機関であることの要件を満たすため、受講者の同意を得たうえで、受講者が所属する医療機関を三重県が同条例第9条第5項により指定医療機関として指定します。また、指定された医療機関は、本条例に係る指定医療機関であることが飲酒運転違反者に案内されますので、飲酒運転違反者が受診した際にアルコール依存症に関するスクリーニングまたは診断、節酒指導、専門医療機関への紹介等を行っていただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

[3] 指定医療機関としての公表

三重県は、受講年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成、管理し、研修受講者の同意を得た上で、三重県ホームページで公表いたします。

三重県医師会 行

(FAX 059-225-7801)

平成29年度飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例に係る
指定医療機関研修受講申込書

フリガナ 氏名			男・女
職種	医師・看護師・その他()		
所属施設名			
施設所在地	TEL ()	FAX ()	
	〒		

※医師の方は下記にもお答えください。

医籍登録番号	No. ※日医生涯教育制度における単位取得には医籍登録番号が必須となります。
所属 郡市医師会名	
所属 (診療科等)	
(どちらかに〇をしてください) 飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例に規定された医療機関として三重県より指定されることに 同意する ・ 同意しない 指定医療機関としての公表に 同意する ・ 同意しない	

※当日は託児室を準備する予定です(無料・完全予約制)。

ご利用には事前申込が必要ですので、希望される方は12月7日(木)までに事務局(FAX 059-225-7801)へ「託児申込書」をご送付ください(当日申込は受け付けません)。申込書につきましては、本会ホームページよりダウンロードしていただくか、事務局(TEL 059-228-3822)までお問い合わせください。

研修に関する問い合わせ先

公益社団法人 三重県医師会

電話：059-228-3822

FAX：059-225-7801